

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024 年 5 月 14 日

札幌市長 様

提出者

住 所 札幌市中央区南16条西8丁目2番20号

板谷土建株式会社

氏 名 代表取締役 敦賀 時代

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 011-511-8811

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	板谷土建株式会社
事業場の所在地	札幌市中央区南16条西8丁目2番20号
計画期間	2024 年 4 月 1 日 ～ 2025 年 3 月 31 日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

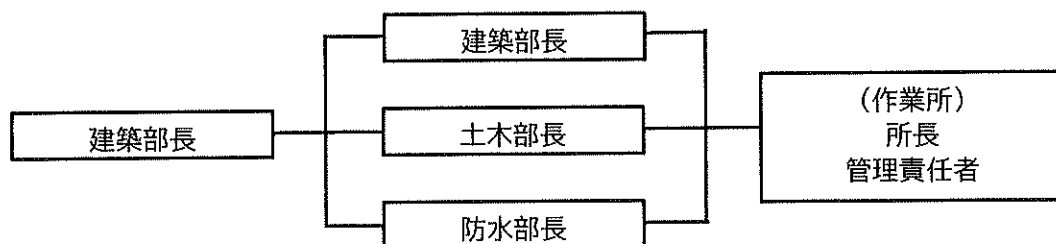
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	3,400(百万円)
③ 従業員数	60人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物処理業者（収集運搬業者、処分業者）に契約、委託する。

（日本工業規格 A列4番）



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】 別紙-3 のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・工法の改善等による、発生量の抑制。 ・分別の徹底による、中間処理施設、再資源化施設への搬入。 ・工事関係者に対する、教育、啓蒙による周知徹底。 ・混合廃棄物削減のための検討、作業所毎の目標値設定。		
②計画	【目標】 別紙-3 のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状での取り組みを継続する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・新規入場者、朝礼等で全作業員に分別収集を周知し徹底させる。 ・収納、収集容器は、分別する種類毎に品目を明示し設置する。 ・処理困難物(液体等の残り)は、持ち込み会社が残材料を引き取るか中間処理施設で処理を行う。 ・現場内での保管は短期間とし、法令で定められた保管基準に従う。 ・廃棄物を搬出する際は、収集運搬業者と十分な打ち合わせを行う。	
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状での取り組みを継続する。	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】 別紙-3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

②計画	【目標】 別紙-3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。←
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。←
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。←
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。←
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請け完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模がわかるような前年度の実績を記入すること。←
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。←
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。←
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。←
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項のすべてを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」記入すること。←
- 7 ※欄は記入しないこと。←

産業廃棄物処理計画書（札幌市）

別紙-3

[illegible]